

一般財団法人ちいき未来研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ちいき未来研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市大和町一丁目14番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山口県及び広島県・福岡県における経済・産業・企業経営・生活環境の実態並びに動向に関する調査研究事業を行い、地域経済の発展と住民福祉・社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域経済・産業・企業経営・生活環境に関する調査研究
 - (2) 機関誌・刊行物の発行
 - (3) 各種講演会・研究会の開催
 - (4) 講演会等への講師の派遣、委員会等への委員の派遣
 - (5) 調査研究等に関する業務の受託及び提言
 - (6) 国策に関する業務の受託及び協力
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、山口県、広島県、福岡県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書附属明細書

- 2 前項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 12 条 評議員に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、記名押印する。

第 6 章 役員

(設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を副理事長、1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって一般法人法第 197 条により準用される一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第 27 条 この法人は、顧問を 2 名まで置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって選任及び解任する。
- 3 顧問は、理事会に出席し理事長から諮問された事項について参考意見を述べる
ことができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問の報酬は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 この法人の目的に賛同し、これを援助する団体、企業及び個人は、賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第40条 この法人は、法人の活動における公正の確保を図るため、その活動の状況、運営の内容、財務諸表等を積極的に公開するものとする。

2 情報の公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 41 条 この法人は、業務上知り得た個人情報について、その保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 補則

(その他)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は石津博康とし、最初の常務理事は宗村敏彦とする。

別表 基本財産（法人の目的である事業を行うために不可欠な財産）（第 5 条関係）

財産種別	金額
(1) 預貯金、(2) 国債、(3) 地方債、(4) 政府保証債、 (5) 政府関係機関債、(6) 事業債（電力債、金融債、 一般事業債）	30,000,000 円

2 前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会が特に認めた場合は、前項に掲げる取得可能金融商品以外の商品で管理することが出来る。

附則

- 1.平成 27 年 6 月 11 日 第 20 条乃至第 22 条、第 29 条改正
- 2.令和 5 年 6 月 23 日 別表改正
- 3.令和 7 年 4 月 1 日 定款名称、第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 20 条改正